

第2節 市民税課

〔総括概要〕

我が国の経済は、実質GDP成長率が6四半期連続のプラス成長となり、大企業を中心に収益の改善を背景として設備投資が増加するなど緩やかながら着実に回復基調が続いている。

また、雇用は徐々に改善し、賃金引上げの効果も出始めており、物価の動向をみるとデフレ脱却へ向けて着実に進んでいる。しかし、新興国の経済の減速や消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動等の影響から消費や生産などに弱い動きがみられるなど、まだまだ予断を許さない状況である。

このような状況の下、自主財源である市税については、その重要性がますます高まり、これまで以上に厳正・公平な税務行政の執行が求められており、常に適正課税と負担均衡の実現を本旨として業務執行に当たった。

4月には岩舟町との合併が整い、税務担当組織も拡大したが、本庁及び総合支所が一体となり事務の調整・効率化を行い、協力して業務の執行に当たった。また、合併記念事業として「とち介」原付オリジナルナンバー交付を開始した。

本旨達成のために取り組んだ主な業務については、市民税関係では、課税客体を適正に把握するため、個人市民税未申告者に対する申告の催告や臨戸訪問を実施した。また一層の税收確保に向けて、県税事務所と協働で、未申告法人の活動状況調査や申告指導を実施した。加えて、各事業者に対し翌年度からの特別徴収一斉指定の予告通知を送付する等、特別徴収の完全実施に向けて体制を整備した。また、保険税(料)関係では、転入者や非課税年金受給者に対しての適正な賦課をするため、簡易申告等を実施し、軽自動車税関係では、課税客体を適正に把握するため、車両の現況調査等を実施した。

税政担当

1 調定額

(単位：千円)

税目 \ 区分	本年度	前年度
市民税	10,399,369	9,376,571
軽自動車税	350,151	298,123
市たばこ税	1,197,986	1,076,237
鉱産税	3,605	3,279
入湯税	12,595	12,851
国民健康保険税	6,353,382	5,900,878
後期高齢者医療保険料	1,169,100	1,046,727
介護保険料	2,400,931	2,043,872

2 賦課状況

(1) 軽自動車税（4月1日現在）

区 分					総台数 (台)	課税外台数(台)		課税台数 (台)	税 額 (千円)
車 種						非課税	減免		
原動機付自転車	50cc以下				7,171	68	4	7,099	7,099
	51cc～90cc				543	2	—	541	649
	91cc～125cc				622	12	—	610	976
	ミニカー				124	—	—	124	310
	小 計				8,460	82	4	8,374	9,034
軽自動車及び小型特殊自動車	軽自動車	二輪車			2,044	3	—	2,041	4,898
		三輪車			1	—	—	1	3
		四輪以上	乗用	自家用	32,525	67	505	31,953	230,061
				営業用	10	—	3	7	39
		貨物	自家用	13,383	75	141	13,167	52,668	
	営業用		213	—	—	213	639		
	小型特殊	農耕作業用			7,814	15	1	7,798	12,477
		フォークリフト等			446	2	—	444	2,087
		小 計			56,436	162	650	55,624	302,872
	二輪の小型自動車					2,725	20	—	2,705
合 計					67,621	264	654	66,703	322,726

(2) 市たばこ税

区 分	課税標準数量(本)	返還控除数量(本)	差引数量(本)	申告納付額(円)
一級品	224,039,404	1,218,636	222,820,768	1,172,482,879
旧三級品	10,228,980	7,260	10,221,720	25,503,191
合 計	234,268,384	1,225,896	233,042,488	1,197,986,070

(3) 鉱産税

区 分	数量(t)	価格(円)	課税標準額(千円)	税額(円)
石灰石 第1類	64,594	19,378,200	—	—
ドロマイト	345,724	138,289,600		
石灰石 第2類	683,883	170,970,750		
珪 石	94,556	47,278,010		
合 計	1,188,757	375,916,560	375,878	3,605,200

(4) 入湯税

区 分	税率(円/人)	人数(人)	税額(円)
日帰り	50	247,675	12,383,750
宿 泊	150	1,409	211,350
合 計	—	249,084	12,595,100

3 諸証明等の交付（栃木地域分）

区 分	件・冊・枚数		摘 要
	有 料	無料(公用等)	
諸 証 明	26,561	1,558	・納税、所得及びその他の証明 1件につき200円 ・土地及び建物の評価証明 1件につき200円 ただし、土地は5筆、建物は5棟以下を1件とし1件増すごとに100円を加算する。 ・住宅用家屋証明 1件につき1,300円
公簿閲覧	2,358	2,173	・資産台帳の閲覧 1冊につき200円 ・公簿等の写し 1枚につき200円
計	28,919	3,731	

市民税担当

（平成26年度課税状況調より）

1 個人市民税賦課状況（7月1日現在）

(1) 所得区分別市民税額調

（単位：千円）

区 分		金 額	所 得 区 分 別 金 額				
			給 与	営 業	農 業	そ の 他	分離譲渡
所得金額		197,370,973	166,037,658	8,004,132	1,871,181	17,527,544	3,930,458
所得控除額	雑 損	7,484	4,057	1,197	10	2,220	—
	医 療 費	1,389,069	762,206	88,627	55,720	416,909	65,607
	社会保険料	33,638,211	29,322,809	1,174,275	324,727	2,373,834	442,566
	小規模企業共済等掛金	527,275	301,951	146,761	6,810	34,306	37,447
	生命保険料	2,341,214	1,996,533	100,465	21,305	194,062	28,849
	地震保険料	91,037	58,895	5,949	5,903	17,816	2,474
	障 害 者	695,620	429,560	39,920	16,520	192,900	16,720
	寡 婦	320,640	254,620	10,180	1,080	49,480	5,280
	寡 夫	48,880	40,820	4,680	—	3,380	—
	勤労学生	1,040	1,040	—	—	—	—
	配 偶 者	5,829,210	4,016,760	176,380	28,470	1,528,950	78,650
	配偶者特別	434,240	341,320	17,640	1,820	68,580	4,880
	扶 養	6,435,400	5,492,010	397,050	138,980	309,380	97,980
	同居特別障害者	159,160	119,140	11,270	5,520	20,470	2,760
	基 礎	23,349,810	18,708,030	888,360	188,760	3,301,320	263,340
	計	75,268,290	61,849,751	3,062,754	795,625	8,513,607	1,046,553

課税標準額		125,994,997	104,187,907	4,941,378	1,075,556	9,013,937	6,776,219
税 額	算出税額	7,432,340	6,249,013	296,373	64,667	541,248	281,039
	調整控除額	154,961	118,666	6,955	1,777	26,158	1,405
	配当控除額	4,665	2,035	23	9	1,814	784
	住宅借入金等 特別税額控除	89,484	86,225	2,572	123	413	151
	寄附金税額控除	2,172	1,146	148	49	373	456
	外国税額控除	6	—	—	—	6	—
	税額調整額	1,711	1,346	168	—	173	24
	配当割額等控除額	5,003	336	33	2	859	3,773
	減免税額	—	—	—	—	—	—
	所得割額	7,164,809	6,038,990	286,474	62,707	511,342	265,296
	均等割額	276,894	215,258	11,774	2,608	47,254	—
	市民税額合計	7,441,703	6,254,248	298,248	65,315	558,596	265,296
	市民税負担割合(%)	100	84.0	4.0	0.9	7.5	3.6
納税義務者数(人)		79,112	61,248	3,336	742	12,988	798
所得割人数(人)		70,757	56,691	2,692	572	10,004	798

(2) 課税標準額段階別市民税所得割額調

課税標準額の段階	納税義務者数(人)	所得金額(千円)	課税標準額(千円)	算出税額(千円)	所得割額(千円)
10万円以下	3,307	2,109,938	1,552,301	49,582	45,553
10万円を超え 100万円以下	26,369	35,880,582	15,033,481	886,332	810,884
100 200	20,964	51,430,330	30,614,284	1,822,407	1,721,602
200 300	10,170	38,353,862	25,116,527	1,498,879	1,444,983
300 400	5,365	27,093,438	18,703,819	1,114,029	1,099,561
400 550	2,694	17,182,429	12,394,843	741,380	735,773
550 700	850	6,813,556	5,336,297	314,385	311,730
700 1,000	498	5,069,464	4,151,428	246,022	243,112
1,000万円を超える金額	540	13,437,374	13,092,017	759,324	751,611
合 計	70,757	197,370,973	125,994,997	7,432,340	7,164,809

※ 「課税標準額の段階」には分離譲渡所得は含まれない。

(3) 課税標準額段階別控除対象配偶者、扶養控除及び事業専従者に関する調 (単位:人)

課税標準額の段階	控除対象配偶者		扶養控除 人員	扶養控除人員の内訳			事業専従者	
		うち老人配偶者		老人扶養	同居老親扶養	その他の扶養	青色	白色
1万円以下の金額	55	25	55	5	18	32	23	2
1万円を超え 2万円以下	33	11	50	2	18	30	7	2
2 3	31	7	37	1	21	15	9	2
3 4	27	7	39	3	16	20	6	1

4 〃 5 〃	34	13	40	2	16	22	15	3
5 〃 6 〃	29	11	29	4	11	14	—	—
6 〃 7 〃	41	15	28	3	16	9	—	—
7 〃 8 〃	40	19	43	1	14	28	46	18
8 〃 9 〃	36	15	40	1	16	23	—	—
9 〃 10 〃	40	11	60	10	24	26	—	—
10 〃 15 〃	245	89	239	13	100	126	43	12
15 〃 20 〃	297	122	248	23	102	123	32	4
20 〃 25 〃	324	134	231	20	90	121	—	—
25 〃 30 〃	310	131	265	15	98	152	112	35
30 〃 40 〃	676	242	536	33	206	297	—	—
40 〃 60 〃	1,244	402	1,073	78	386	609	101	27
60 〃 80 〃	1,334	355	991	52	369	570	107	22
80 〃 120 〃	2,293	458	1,860	110	631	1,119	154	33
120 〃 160 〃	1,964	185	1,639	86	558	995	172	33
160 〃 200 〃	1,663	73	1,374	79	400	895	143	22
200万円を超える金額	6,571	165	7,400	418	2,027	4,955	731	90
合 計	17,287	2,490	16,277	959	5,137	10,181	1,701	306

2 法人市民税賦課状況

均等割別納税義務者数

区 分		均等割額(千円)	法人数(人)
資本金の額等	① 1千万円以下で、市内の従業者数が50人以下の法人	60	3,079
	② 1千万円以下で、市内の従業者数が50人を超える法人	144	29
	③ 1千万円を超え1億円以下で、市内の従業者数が50人以下の法人	156	537
	④ 1千万円を超え1億円以下で、市内の従業者数が50人を超える法人	180	56
	⑤ 1億円を超え10億円以下で、市内の従業者数が50人以下の法人	192	108
	⑥ 1億円を超え10億円以下で、市内の従業者数が50人を超える法人	480	30
	⑦ 10億円を超え、市内の従業者数が50人以下の法人	492	140
	⑧ 10億円を超え50億円以下で、市内の従業者数が50人を超える法人	2,100	8
	⑨ 50億円を超え、市内の従業者数が50人を超える法人	3,600	23
合 計			4,010

3 国民健康保険税賦課状況（7月1日現在）

(1) 医療保険分の状況

ア 税率及び課税内訳（岩舟地域を除く。）

- ・賦課限度額 500,000円
- ・所得割 6.6/100

- ・資産割 14/100
- ・均等割 24,000円
- ・平等割 23,500円
- ・課税内訳

区分	所得割（人）	資産割（人）	均等割（人）	平等割（世帯）
一般世帯	17,299	14,118	39,713	22,288
退職世帯	1,312	1,212	2,183	998
計	18,611	15,330	41,896	23,286

イ 軽減世帯及び限度額世帯（岩舟地域を除く。）（単位：世帯）

区分	低所得者軽減			計	限度額世帯
	7割	5割	2割		
一般世帯	5,305	2,501	2,542	10,348	613
退職世帯	159	113	127	399	7
計	5,464	2,614	2,669	10,747	620

ウ 調定額（上段：栃木市全体／下段：岩舟地域を除く。）

区分	世帯数(世帯)	被保険者数(人)	調定額(円)	一世帯当たり(円)	一人当たり(円)
一般世帯	24,974	44,606	3,111,710,487	124,598	69,759
	22,288	39,713	2,733,263,408	122,633	68,825
退職世帯	1,152	2,531	194,513,313	168,848	76,852
	998	2,183	166,349,492	166,682	76,202
合計	26,126	47,137	3,306,223,800	126,549	70,140
	23,286	41,896	2,899,612,900	124,521	69,209

(2) 後期高齢者支援金分の状況

ア 税率及び課税内訳（岩舟地域を除く。）

- ・賦課限度額 130,000円
- ・所得割 2/100
- ・資産割 3/100
- ・均等割 5,000円
- ・平等割 4,500円
- ・課税内訳

区分	所得割（人）	資産割（人）	均等割（人）	平等割（世帯）
一般世帯	17,299	14,118	39,713	22,288
退職世帯	1,312	1,212	2,183	998
計	18,611	15,330	41,896	23,286

イ 軽減世帯及び限度額世帯（岩舟地域を除く。）（単位：世帯）

区分	低所得者軽減			計	限度額世帯
	7割	5割	2割		
一般世帯	5,305	2,501	2,542	10,348	714

退職世帯	159	113	127	399	7
計	5,464	2,614	2,669	10,747	721

ウ 調定額（上段：栃木市全体／下段：岩舟地域を除く。）

区分	世帯数(世帯)	被保険者数(人)	調定額(円)	一世帯当たり(円)	一人当たり(円)
一般世帯	24,974	44,606	799,687,592	32,020	17,927
	22,288	39,713	693,722,787	31,125	17,468
退職世帯	1,152	2,531	50,735,008	44,040	20,045
	998	2,183	42,766,513	42,852	19,590
合計	26,126	47,137	850,422,600	32,550	18,041
	23,286	41,896	736,489,300	31,627	17,578

(3) 介護保険分の状況

ア 税率及び課税内訳（岩舟地域を除く。）

- ・賦課限度額 100,000円
- ・所得割 1.5/100
- ・資産割 3/100
- ・均等割 7,000円
- ・平等割 5,000円
- ・課税内訳

区分	所得割（人）	資産割（人）	均等割（人）	平等割（世帯）
一般世帯	6,465	4,756	12,867	10,258
退職世帯	853	803	1,461	1,039
計	7,318	5,559	14,328	11,297

イ 軽減世帯及び限度額世帯（岩舟地域を除く。）（単位：世帯）

区分	低所得者軽減			計	限度額世帯
	7割	5割	2割		
一般世帯	2,054	968	1,005	4,027	359
退職世帯	135	122	151	408	11
計	2,189	1,090	1,156	4,435	370

ウ 調定額（上段：栃木市全体／下段：岩舟地域を除く。）

区分	世帯数(世帯)	被保険者数(人)	調定額(円)	一世帯当たり(円)	一人当たり(円)
一般世帯	11,573	14,556	316,674,222	27,363	21,755
	10,258	12,867	275,929,830	26,898	21,444
退職世帯	1,204	1,698	41,084,778	34,123	24,195
	1,039	1,461	34,844,670	33,536	23,849
合計	12,777	16,254	357,759,000	28,000	22,010
	11,297	14,328	310,774,500	27,509	21,690

(4) 国民健康保険税調定額（上段：栃木市全体／下段：岩舟地域を除く。）

区分	世帯数（世帯）	調定額（円）
普通徴収対象世帯	23,409	4,068,125,400
	20,807	3,549,137,700
特別徴収対象世帯	5,208	446,280,000
	4,691	397,739,000
合計	28,617	4,514,405,400
	25,498	3,946,876,700

4 後期高齢者医療保険料賦課状況（7月1日現在）

(1) 後期高齢者医療保険料の算定料率

- ・賦課限度額 570,000円
- ・所得割 8.54/100
- ・均等割 43,200円

均等割低所得者軽減額（円）			
9割軽減	8.5割軽減	5割軽減	2割軽減
38,880	36,720	21,600	8,640

(2) 保険料軽減区分別被保険者数

区分	内容	被保険者数（人）	
		普通徴収	特別徴収
一般	(所得-33万円) × 8.54% + 43,200円	1,389	6,453
9割軽減	世帯の合計所得が33万円以下のうち、世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下。（その他所得がない場合）均等割額が9割軽減。	366	3,516
8.5割軽減	世帯の合計所得が33万円以下。 均等割額が8.5割軽減。	198	2,968
5割軽減	世帯の合計所得が33万円 + {24.5万円 × 被保険者数} 以下。 均等割額が5割軽減。	121	1,454
2割軽減	世帯の合計所得が33万円 + (45万円 × 被保険者数) 以下。 均等割額が2割軽減。	136	1,397
被用者保険の 被扶養者軽減	所得割額が免除、均等割額が9割軽減。	219	3,445
計		2,429	19,233

(3) 後期高齢者医療保険料調定額

区分	被保険者（人）	調定額（円）
普通徴収対象者	2,429	339,851,200
特別徴収対象者	19,233	804,572,900
合計	21,662	1,144,424,100

5 介護保険料賦課状況（7月1日現在）

(1) 介護保険料段階別保険料等（岩舟地域を除く。）

段 階	対 象 者	被 保 険 者 数 (人)		年 間 保 険 料 (円)
		普通徴収	特別徴収	
第1段階	・ 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方 ・ 生活保護の受給者	346	290	24,800
第2段階	・ 世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と 合計所得金額の合計が80万円以下の方	427	4,980	24,800
特例第3段階	・ 世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と 合計所得金額の合計が120万円以下の方	57	2,057	34,300
第3段階	・ 世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と 合計所得金額の合計が120万円を超える方	48	1,849	39,600
特例第4段階	・ 市民税が課税されている世帯員がいるが本人は市民 税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の 合計が80万円以下の方	657	8,207	44,900
第4段階	・ 市民税が課税されている世帯員がいるが本人は市民 税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の 合計が80万円を超える方	87	5,630	52,800
第5段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円 以下の方	355	6,043	63,400
第6段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円 を超え200万円未満の方	229	4,300	68,600
第7段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円 以上400万円未満の方	197	2,678	79,200
第8段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が400万円 以上600万円未満の方	51	482	92,400
第9段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が600万円以 上の方	73	502	105,600
計		2,527	37,018	

(2) 介護保険料調定額（上段：栃木市全体／下段：岩舟地域を除く。）

区 分	普通徴収対象者	特別徴収対象者	合 計
被 保 険 者 数 (人)	2,781	41,649	44,430
	2,527	37,018	39,545
調 定 額 (円)	152,109,680	2,164,337,540	2,316,447,220
	136,519,800	1,912,903,700	2,049,423,500